

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に従い、2つの問題について一般質問いたします。

はじめに、国民健康保険税について、負担軽減の立場から算定方式の見直しに対する見解をお伺いいたします。

国保税が高くて支払いが大変であり、ぜひ負担を軽減してほしいという声は、依然として強いものがあります。低所得者が多く加入し、保険税が高過ぎるという国保の構造的な問題解決のためには、国による財政支援の強化が第一ですが、同時に、固定資産税に基づく資産割や、人頭税型と批判のある均等割などの算定方式の見直しが必要と考えるものです。

資産割については、住んでいる自治体の固定資産税だけが賦課対象となり、他の自治体分は対象外であることや、居住用資産等のように収益性のない土地建物の固定資産にも賦課することになるなど問題点があり、二重課税感があるという声も出されています。県内では、資産割のない3方式を採用している自治体が4方式採用より多いわけですが、来年度からの広域化で統一されるのかどうか伺います。生活実態に合わない国保税を生み出す一因となっている固定資産税に基づく資産割を廃止して3方式にすることについて、町長のお考えをお伺いいたします。

均等割は、子育て世帯など、家族の多い世帯の保険税が高くなる要因です。子育て支援に逆行すると指摘する声もあります。全国では、子育て世帯の均等割を独自軽減している自治体があります。旭川市では、子供の均等割を半分に軽減しています。また、北九州市でも、多子世帯の子供の均等割の軽減を行っています。子供の均等割の軽減については、国保改革における国の検討課題となっているとのことですが、子育て支援の立場からもぜひ国が実施するよう求めていくとともに、町独自でも実施し、国保加入者の負担軽減を図るよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の国民健康保険税の賦課については、県内市町村のうち14市町村が均等割、平等割、所得割の3方式を採用しており、10町村が資産割もある4方式を採用しております。また、

平成30年度から実施される国民健康保険制度改革においては、標準保険税率が示されることとなっており、秋田県においては資産割のない3方式を採用することが決定しております。

今後、標準保険税率を踏まえた賦課方式については、各市町村に委ねられることとなっておりますが、県から示された標準保険税率が3方式であることから、全県的には3方式を採用する市町村が多くなるものと見込んでおります。

美郷町としても、県の提示を踏まえて、基本的に資産割のない3方式にすることを検討しておりますが、激変緩和の観点も必要と存じ、現在、資産割を段階的に引き下げていくことを検討しております。その引き下げ方や期間など具体的な内容は、今年度の所得税申告が終わった後、その状況を踏まえて決定していきたいと、来年の6月定例議会までにその具体策をお示ししたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

なお、資産割を段階的に引き下げることは、所得割を段階的に引き上げることとなります。あわせてご理解をお願いいたします。試算をしてみますと、平成29年7月の本算定の数字を用いますと、資産割を廃止してその分を所得割で賦課した場合、税率として医療分が現行の6.6%から8.1%、支援分が2.7%から3.4%、介護分が1.7%から2.0%となり、所得割の税率は現行の11.0%から13.5%程度になるとの結果でした。

次に、国民健康保険税の子供の均等割の軽減についてですが、国民健康保険の均等割保険税は、加入者一人一人に均等に課税されており、家族に子供が増えると保険料の負担が増える仕組みとなっていることは議員がご指摘のとおりです。しかし、現行の制度では、低所得者の均等割及び平等割の7割、5割、2割を軽減する措置があり、平成29年度の本算定では、加入する2,990世帯のうち1,763世帯、59%の世帯がいずれかの軽減措置の対象となっております。さらに、平成29年度の税制改正では、5割及び2割の軽減判定の基準が引き上げられ、加入者の負担軽減がさらに図られているところです。

さて、ご質問の子育て世帯の均等割の軽減についてですが、国民健康保険に加入している子供のみを対象に均等割額を軽減することは、議員がご承知のとおり、現在制度化されておられませんし、秋田県内で実施している市町村もありません。また、全国的にも実施している市町村は、先ほど議員が例示を挙げられましたが、ごくわずかなことから、現在のところ町として独自に軽減策を講ずることは考えておりません。ご理解をお願いいたします。

なお、町としては、福祉医療制度による子供の医療費助成などにより、子育て世帯への応援を実施しておりますが、今後もそうした制度を適切に展開し、引き続き支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 子育て世帯の均等割についてですけれども、実施しているところはまだまだ少ないわけですが、質問でも言いましたが、国と地方による国保改革の検討をしている議論の中で、今後廃止とか軽減策を検討していくというふうなことになるように伺っております。そして、全国知事会などでも、ぜひこれを子育て支援などの立場から国に対してこれを実施するべきだと提言をしているということも報道されております。

そして、そういうことを踏まえまして、なかなか町独自で最初にやるというのは、これまでの経緯を見ても大変難しいことだとは思いますが、いろいろな子育て支援の一環として他の自治体に先駆けてぜひ実施していただきたいものだなと。いつも子育て支援の質問などで言っていることですが、美郷町に行ったら子育て支援しやすい、そういうふうなまちづくりの一環としてもぜひ今後検討していただきたいということについて、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、国と知事会、あるいは国と関係団体の議論がそうした展開に現在あるとするならば、なるほど町が単独に早計に実施するべきではないというふうに思いますのでご理解をお願いいたします。

また、子育て環境については各般にわたる環境整備に努めており、一点についてのみよいから美郷町の子育てがよいということではなくて、子育てをするさまざまな公共施設も含めたあまたの環境が整っているということで私どもとしては選択していただきたいというふうに思っておりますので、あわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 子供の医療費無料化の拡大について質問いたします。

子供たちの命と健康を守り、子育て世帯を応援する施策として子供の医療費無料化が中学生まで拡大されたことについて、お母さんたちからは大変喜ばれています。全国的には既に18歳高校生までの無料化が広がっているわけですが、昨年秋田県が中学生まで無料化したことに伴い、県内でもさらに18歳高校卒業年齢まで拡大した自治体が広がっています。高校生を持つ世帯は、教育費や部活などの費用を初め、家計の負担が大きくなる世帯です。低所得

層にとっては、中学生まではあった就学援助もなくなり、家計の負担が一気に増えるときです。子育て世帯の負担軽減、子供の貧困対策からいっても、子供の医療費無料化を18歳高校卒業年齢まで拡大することは重要な施策になると考えるものです。ぜひ当町においても実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

また、全国知事会でも提言しているように、国に対し国による子供の医療費無料化制度創設を町としても求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、福祉医療制度による子供の医療費助成については、給付及び事務に係る費用の2分の1を県、残りを市町村が負担する形で実施しており、平成28年8月に対象者を中学生まで拡大しております。

町では、県の補助要綱で所得要件により非該当になる乳幼児、小学生に対しても、町単独の制度により全額助成をし、中学生に関しては、1レセプト当たり1,000円を上限とした負担はあるものの、こちらも全員を制度対象とし、医療費の自己負担分の軽減を図っていることは議員をご承知のとおりです。

18歳までの医療費軽減についてですが、平成29年4月現在において実施している市町村が県北地区に5市町村ありますが、所得制限など基準がそれぞれの状況となっております。それ以外の市町村では実施していないわけですが、仮に18歳まで拡大して実施した場合、一般財源でその財源手当てをすることが必要になることに加え、地方単独措置による子供に対する医療費の助成に関する国庫負担の減額調整措置により、国から交付される国民健康保険の療養給付費負担金等がさらに減額されることから、財政的にはマイナス影響を受けます。

そうしたことも勘案しますと、議員のご質問の18歳までの医療費無料化につきましては、想定される影響等を鑑み、義務教育を超えて支援することの目的や効果、また子育てに関する全方位的な支援状況を含めて十分に整理、検討した上で、町単独事業としての実施の是非について慎重な議論が必要なものと存じます。したがって、現段階においては早計に判断を下さず、ご要望に係る国や県、他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、国による子供の医療費助成制度の創設に関しましては、既に全国町村会で各都道府県町村会からの意見を踏まえ、国に対して地方単独事業の子供への医療費助成に関する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を早急に全廃するとともに、国の制度として子供

の医療費無料化を実施するなど、適切な措置を講ずるよう要望しているところです。町としましては、こうした動きを受けとめ、今後も町村会等を通じて国への要望を意識してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。